

第 6 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年2月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「営業の禁止処分に関する審査請求に係る平成17年6月22日付け弁明書の中に『2名の医師から食中毒の届出があり』とあるが、2名の医師から届出のあった日時及び診断時間の分かる文書」の公開請求を行った。
- 2 同年3月14日、実施機関は、上記の公開請求に対して、食中毒患者届出票（以下「本件届出票」という。）を特定し、患者の氏名、生年月日等が条例第7条第1項第1号に該当することを理由に一部公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 上記2の一部公開決定に対し、異議申立人から「2名の医師から届出のあった日時の分かる文書」に該当するものが公開決定されていないと実施機関に申出がなされたことから、同月16日、実施機関は、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、追加の非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 同年4月17日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政文書公開請求で求めたのは、本件届出票ではなく、本件届出票がいつ提出されたかが分かる文書である。

営業の禁止処分に関する審査請求に係る平成17年6月22日付け弁明書で、「2名の医師から、食中毒の届出があり、平成○年○月23日、上記請求人に対して営業の禁止の行政処分を行った。」と主張されており、22日中に2名の医師から届出があったことから、23日早朝、営業禁止処分したと解釈できる。

しかし、平成18年4月24日に提出された要望（質問）書に対する同年5月16日付け回答書（以下「本件回答書」という。）には、「1名の医師から○月22日に届出票がだされ、23日にもう1名の医師から出された」とある。また、本件回答書において文言を改めた弁明書（以下「本件修正弁明書」という。）にも「1名からは○月22日、他の1名からは○月23日」と記載されている。また、平成○年○月22日当時、名古屋市北区北保健所（以下「北保健所」という。）が名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課に報告した文書には2名の医師から本件届出票が提出された事実は記載されていない。北保健所は、不当に文書を隠し、作成している。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件届出票は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第58条第1項に基づき、食中毒患者を診断した医師が診断日時等を記載して最寄りの保健所に届け出るものであるが、本件届出票に届出日時を記入することまでは法令において求められていない。また、今回の届出に当たっても届出日時が記載された事実はない。また、届出日時を記録した書類等もない。

したがって、「2名の医師から届出のあった日時の分かる文書」は存在しない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、「2名の医師から届出のあった日時の分かる文書」である。

(2) 当審査会の調査によると、食中毒患者の届出に関し、次の事実が認められる。

ア 平成○年○月○日、○○○○○○○○○○異議申立人は、利用客がおう吐、下痢を主症状とする食中毒様の症状を呈しているとの旨を、北保健所に連絡した。この申出に基づき、北保健所の食品衛生監視員が○○○○○○店舗の立入調査を実施した。

イ 同月23日、異議申立人が経営する法人に対し、名古屋市北区北保健所長（以下「北保健所長」という。）は、営業の禁止処分を行った。

ウ 処分庁である北保健所長が作成した本件回答書には、医師からの届出について、「1名の医師から○月22日に届出票がだされ、23日にもう1名の医師から出された」と記載されている。また、本件修正弁明書においても、「1名からは○月22日、他の1名からは○月23日」と記載されている。

エ 食中毒患者を診断した2名の医師から、法第58条第1項の規定に基づき、最寄りの保健所に本件届出票が提出されている。そして、本件届出票のうち、病名として「急性胃腸炎（食中毒）」と記載されたもの（以下「本件届出票①」という。）については診断日時が平成○年○月22日午前11時と記載されており、また、病名として「食中毒」と記載されたもの（以下「本件届出票②」という。）については診断日時が同日午後5時と記載されている。

オ しかし、本件届出票①及び本件届出票②には届出日時は記載されておらず、また、本件届出票①及び本件届出票②が提出された際の収受に関する記録も残されていないことから、本件届出票の届出日時の分かる文書の作成は認められない。

(3) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 5 月19日	諮問書の受理
5 月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7 月 3 日	実施機関の弁明意見書を受理
7 月 6 日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8 月 7 日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
11月17日 (第72回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成19年 1 月16日 (第74回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3 月15日 (第76回審査会)	調査審議
平成20年11月11日 (第96回審査会)	調査審議
11月26日	答申